

平成 30 年 3 月 28 日  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

## JESCO による北九州事業対象地域における高濃度 PCB 廃棄物の 処分完了に向けた取組について

### 1. JESCO における取組

北九州 PCB 処理事業所（以下、北九州事業所という。）における保管事業者に対する登録・契約手続きの促進、本社を含めたオール JESCO による北九州事業所支援について以下のとおり取り組んできました。

#### （1）北九州事業所の取組

##### ① 登録手続き（未登録対応）

高濃度 PCB 廃棄物の発見後、期限内処理について理解いただいた案件の登録手続き。各自治体毎に設けた集中搬入期間（※）よりも、できる限り早期に、自治体と連携し登録促進。平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月 15 日までの登録件数は 516 件。

※ 保管者（物）が減少することで運搬費が高騰することを踏まえ、ルート回収（合積み）により、運搬費が安価になるよう中小事業者の運搬費軽減につながる取組として設定した期間（各県エリア毎に平成 29 年度下期のうち 10 月～2 月の間で各 2 か月間程度）。

##### ② 契約手続き（未契約対応）

登録に引続き、処理委託契約手続きを進める（中小企業等に対しては、処理料金軽減申請手続きも案内）。処分委託契約は、収集運搬業者との契約とあわせて集中搬入期間までに結ぶよう保管業者に依頼。平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月 15 日までの契約件数は 853 件。

#### （2）本社の取組

##### ① 掘り起こし・総ざらいプロジェクトチームの設置

本社内に各部横断的なプロジェクトチームを昨年 1 月に設置。以来、隔週のペースで定例会を開催し、各自治体への支援や環境省地方環境事務所との連携方策の検討、契約が困難な保管事業者への対応支援等を進めてきている。

##### ② 周知・啓発活動

通常契約手続きにかかる日数を考慮し、遅くとも平成 29 年 11 月末までには、JESCO との間で、契約手続きに着手いただくことが必要との認識の下、各種説明会、HP、チラシ等で周知。また、環境省や経済産業省が主催する説明会やセミナー等に出講し、処理手続きに関する理解促進を図った。

##### ③ 北九州事業所営業課の体制増強等

本年 8 月より北九州事業所以外の 4 事業所から、順次、応援要員を北九州事業所営業課へ投入（のべ 5 名）。人員の増強を図り、契約手続きの対応等に当たっている。また、JESCO 本社営業部においても、北九州事業所に対する支援を厚くすることを含めた人員を増強（計 4 名）。

### 2. 連携した取組

各自治体、環境省地方環境事務所、経済産業省保安監督部との連携を強めつつ、各自治体の行っている掘り起こしの支援や、総ざらい（登録・契約締結促進活動）について、これまで以下のとおり、対応を進めてきた。

## (1) 自治体における掘り起こしに対する支援

### ① 自家用電気工作物設置者アンケート未回答者フォローに対する支援

自家用電気工作物アンケート未回答事業者に対し、JESCO登録データとマッチングを行い、登録済の事業者について精査。また、要請に応じてアンケート未回答者と過去PCB保有届出をしていた電気絶縁物処理協会台帳とのマッチングを14自治体に対して実施し、自治体が現地調査を行いやすいよう、グーグルマップで現在の現地写真情報を添付して提供（古いデータを活用する場合、現存しない事業者も存在するので調査効率を上げるため）するなどした。

### ② 各種データ整理の支援

PCB特措法データ、電気事業法データ、JESCO登録データ、電気絶縁物処理協会台帳等その他データと自治体が掘り起こしで使用するデータは多岐に渡るため、重複事業場の排除等、データ整理の支援を行った。

## (2) 総ざらいの対応（登録・契約締結促進活動）について

### ① 自治体、環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部との連携

定期的な打ち合わせの実施や進捗情報・課題の共有、各種説明会について連携して対応。特に、使用中案件については廃止予定時期を確認し、廃止時期の遅い事業者には、自治体を通して保安監督部へ前倒しの指導を要請。

### ② データマッチングを元にしたDM送付や説明会開催

上記(1)②のデータ整理も踏まえ、PCB特措法データ及び電気事業法データと、JESCO登録データのマッチングを行い、JESCOに登録がない事業場に対して、自治体に代わってDM（ダイレクトメール）送付又は自治体と協力して説明会を行い、JESCOへの登録・契約手続きの促進を行った。

### ③ 事業者訪問・立入り調査への同行等

新たに掘り起こされた案件やJESCO未契約案件の中に存在する、処理費用の工面が困難や、処理制度に納得できないなど何らかの理由で登録や契約手続きが進まない保管事業者に対して、自治体や環境省地方環境事務所と対応を相談し、連携して当該事業者への訪問や立ち入り調査へ同行。口頭や文書による説得や指導を行っていただいた。

### ④ 契約締結後未入金者への指導

契約締結後、処理費用支払日を過ぎても未入金状態が継続している事業者について、自治体や環境省地方環境事務所と情報を共有し、口頭や文書による説得や指導を行っていただいた。

(以上)